

第 510 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 5 年 7 月 31 日(月) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 50 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用大会議室

出席者

(公益代表委員) 中山会長、鈴木会長代理、小野木委員、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、大脇委員、木戸委員、中島委員、松下委員

(使用者代表委員) 梶原委員、太箸委員、堀江委員、竹内委員、安田委員

(事務局) 阿部労働局長、伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
名倉課長補佐、大口賃金指導官、吉田賃金調査員、丹下賃金調査員

- 議 題 (1) 令和 5 年度地域別最低賃金の目安(答申)の伝達について
(2) 愛知県最低賃金改正決定に関する意見について
(3) その他

議 事

○大口賃金指導官

審議会開催にあたり事務局より御案内申し上げます。

本日の審議会は、報道機関により冒頭の撮影が予定されております。

それでは取材陣の方で撮影等をされる方は、よろしくお願いいたします。

(報道機関 撮影)

○大口賃金指導官

定刻を過ぎましたので、第 510 回愛知地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

冒頭に、御連絡申し上げます。7 月 26 日の第 1 回専門部会におきまして、専門部会における議事の公開について、審議が行われました。三者協議の場合については、公開するということで特に御異議がないということに決まりました。また、議事録の公開につきましても、同じように三者協議については議事録を公開させていただくということが決まりましたので、ここで報告させていただきます。

それでは、愛知労働局長より御挨拶させていただきます。

○阿部労働局長

皆さん、おはようございます。愛知局長の阿部でございます。委員の皆様方には、日頃から労働行政に多大な御理解、御協力を賜っておりますことを、まずもって御礼申し上げます。

7月4日に諮問をさせていただきました、この暑い中の審議でございますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

報道でも出ておりますが、中央最低賃金審議会の目安の答申が、先週金曜日、28日になされたところでございます。愛知県を含むAランクの引上げ額につきましては、目安は41円ということになっております。目安の答申内容等につきましては、この後、事務局の方から詳細を説明させていただきたいと思っておりますけれども、委員の皆様方におかれましては、目安も踏まえ適切な最低賃金額の決定に向けて御議論いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大口賃金指導官

ただ今から第510回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様におかれましては御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は5名全員が御出席、労働者代表委員は5名全員が御出席、使用者代表委員は5名全員が御出席となっております。委員全員が御出席され、最低賃金法施行令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

なお、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せて御報告させていただきます。

本日の配付資料ですが、会議次第とともに資料1から資料6までお配りしております。

この他に、7月4日に愛知県最低賃金改正決定に係る意見聴取に関する公示を行った結果、28件の意見書の提出があり、それとは別に、愛知県労働組合総連合議長より、「愛知地方最低賃金審議会専門部会の公開と意見陳述を求める再度の要請」と題した要請書が提出されていますので、写しを資料として添付しております。

また、「生活改善、地域経済の好循環のために愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請」と題した団体署名9,692筆及び「最低賃金を時給1,500円に！」オンライン署名1,411人、合わせて11,103筆分の署名が提出されていますので、会場中央の机に合わせて置かせていただいております。なお、参考として署名表紙を配付させていただいております。

資料については、後ほど事務局より説明させていただきます。

それでは、これ以後の進行につきましては、中山会長にお願いいたします。

○中山会長

はい、皆さま、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。議題(1)令和5年度地域別最低賃金の目安(答申)の伝達について、事務局より目安の伝達内容及び本日の資料について説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

会議次第ですが、1ページ目となります。本日お配りした資料の3ページ目に目次を掲載しております。順に説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、通し1ページからの資料No.1「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」についてです。令和5年7月28日付け中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あて目安の答申がありました。

この答申の1ページですが、記1には、目安金額に関し委員の意見の一致をみるに至らなかったと、記2には、地方最低賃金審議会の審議に資するため、資料1の別紙1の目安に関する公益委員見解と別紙2の目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示すると、記3には、地方最低賃金審議会の結果を重大な関心をもって見守り、別紙1、2の公益委員見解が十分参酌され、自主性の発揮を強く期待すると、記4には、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要であり、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げ原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に要望すると、記5には、可能な限り多くの企業が業務改善助成金をはじめとした各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めると、記6には、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇措置等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であると、2ページの記7には、価格転嫁対策については、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望すると、あります。

通し3ページですが、別紙1「公益委員見解」の項目1に目安額の表がありまして、愛知県を含むAランクの引上げ額目安は「41円」となっています。

続きまして別紙1の項目2(1)です。今年度のこの公益委員見解を取りまとめるにあたって、総合的に審議をした事項が、項目2(1)のカタカナの「ア」から「カ」までとなってい

ます。通し3ページの「ア 賃金の支払状況等」、通し4ページの「イ 通常の賃金の支払能力」、通し5ページの「ウ 労働者の生計費」については、通し9ページ以降の別添「参考資料」にある各種統計・データに基づいた主に本年度の経済雇用情勢等の認識に係る内容です。

「エ 各ランクの引上げ額の目安」においては、「ア」～「ウ」の経済雇用情勢等を踏まえた今年度の目安額の考え方が示されております。特に、通し6ページの中段少し上になりますが、「③しかしながら、労働者の生計費については」云々・・・、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であり、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることを踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、云々・・・ですが、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同月比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。とされております。続きまして、その下ですが、「これらを総合的に勘案し」、そこから4行下になりますが、「今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。」とされております。

地域間格差への配慮については、通し6ページ、先程のつづきですが、「各ランクの目安額については・・・」から4行下になりますが、「地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。」とされ、賃金改定状況調査結果などのA・B・C各ランクのデータを考慮すれば、通し7ページになりますが、「各ランクで大きな差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、A・B・C各ランクの目安額の差は1円とすることが適当と考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は、79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。」とされております。

通し7ページの「オ 政府に対する要望」には、先程の答申にもありましたが、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上、賃上げ実現に向けた支援の拡充と継続的な取組を政府に要望する旨、記載されております。

通し8ページの最後ですが、「カ 地方最低賃金審議会への期待等」においては、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないという前提の下、4行目からですが「目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを強く期待する。その際、今年度の

目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準が必要であることや、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。」と締めくくられています。

また、公益委員見解としては、更に(2)として生活保護水準と最低賃金の比較について、(3)として最低賃金引上げの影響等についても盛り込まれているところでございます。

通しページの23ページより「目安に関する小委員会報告」について、概略のみ説明します。項目2の労働者側見解として、労働者の生活状況などを勘案すれば、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であるなどの主張がなされ、公益委員見解について不満の意が表明されています。また、項目3、通しページの24ですが、使用者側見解として、中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要である等の主張がなされ、公益委員見解について不満の意が表明されています。これら意見を踏まえつつ、結果、先程説明しました1ページの答申内容となっております。

通しページ27ページからの資料No.2をご覧ください。資料No.2は、「令和5年最低賃金に関する基礎調査に基づく総括表」です。対象地域は愛知県全域で、令和5年6月1日において事業所に雇用される労働者の、6月における給与の時間当たりの所定内賃金額が調査内容です。調査票の回答にあたっては、支給実績ではなく、6月において労働者の方が欠勤・遅刻・早退等をする事なく働き、皆勤した場合に支払われるべき基本給、諸手当を算出し記入していただいております。

27ページからの、横書き左上に「総括表(1)」と記載のものは、全産業についての集計で、「規模別、地域別、年齢別表」となっています。一番左の列が調査結果における労働者の時間当たりの所定内賃金額を階級別に示した欄となります。

その右の各欄における数値は当該金額以下の労働者数を累計で示しています。労働者数の下のカッコ書きされた数値は、労働者数全体に占める割合をパーセント表示したものです。例えば、全産業における合計数、左から2列目ですが一番上の985円以下の労働者数が19,036人となっています。985円の下に赤い線を引いてありますが、この線より上が、現行の愛知県最低賃金時間額986円未満の人数となります。985円までの累計人数19,036人が現在の愛知県最低賃金額986円未満の労働者数となります。本年7月28日現在のところ、労働者数全体の合計が109万6,766人ですので、この合計人数に対する愛知県最低賃金未満の人数割合は、カッコ内に記載のとおり1.7パーセントとなります。これが現在の愛知県最低賃金額を下回る労働者の割合、即ち「未満率」となります。また、愛知県最低賃金が986円

から引上げられた場合、当該金額の1段上の数値が改正後の最低賃金額を下回る労働者数と割合となります。こちらが「影響率」となります。

通しページ31ページからの、「総括表(2)」と記載のものは、全産業についての集計で、「性別年齢別表」となっています。

通しページ35ページですが、資料3は、平成25年度から昨年度(令和4年度)までの愛知県最低賃金額の推移に伴う未満率や影響率を表や折れ線グラフで示しております。

通しページ36ページの資料4は、平成25年度から昨年度(令和4年度)までの愛知県最低賃金引上げ状況の推移です。目安額が示されなかった令和2年度を除き、各年度における目安額を示しています。

通しページ37ページの資料5「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、38ページの資料6「経済財政運営と改革の基本方針2023」は、令和5年6月16日に開催されました第9回経済財政諮問会議・第20回新しい資本主義実現会議合同会議で答申を経て、閣議決定された資料の抜粋でございます。

事務局からの資料説明は以上でございます。

○中山会長

はい、ありがとうございます。この愛知県最低賃金審議会におきましては、当該目安に係る答申を重要な参考資料としまして、今説明のありました、愛知県の経済情勢や賃金動向等をそういう資料を踏まえまして、今ある、今現在の最低賃金を取り巻く状況や、最低賃金法の趣旨等も踏まえまして、これから審議していくものと思っております。

改正審議につきましては、愛知県最低賃金専門部会において行われることとなっておりますが、適切な審議が行われますように、労使各委員の御理解と御協力をお願いする次第です。

次に議題(2)愛知県最低賃金改正決定に関する意見について、事務局より説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

事務局より説明いたします。第509回本審において決定しました関係労使の意見聴取につき、7月4日から25日までの間、公示を行いました。その結果、労働者団体28団体より意見書の提出がありました。同意見書の写しについては、別途配付資料として配付させていただいております。なお、使用者団体からの意見書の提出はありませんでした。

関係団体からの意見書と併せまして、団体からの要請文を別途配付資料として配付させて

いただいております。本年7月20日付けで愛知県労働組合総連合議長より「愛知地方最低賃金審議会専門部会の公開と意見陳述を求める再度の要請」と題した要請書が提出されています。

その中で、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を踏まえ、愛知審議会の旧態依然のあり方を刷新し、専門部会の議事を公開すること、意見陳述の場を設けること」などの要請がされています。

また、第509回本審にて御紹介いたしました愛知県労働組合総連合と愛知国民春闘共闘委員会より提出がありました「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請」の署名につきましても、本年7月20日に、追加提出を受けております。なお、署名の表紙を参考として配付させていただいております。この署名は、愛知地方最低賃金審議会会長及び愛知労働局長宛てのものでございますが、「最低賃金を時給1,500円に!!」オンライン署名を含め、前回本会議開催の時点での提出10,827筆と合わせ、署名累計11,103筆を、本会場の中央の机の上に置かせていただいております。

提出のありました28件の意見書については既に委員の方々にお送りしております。御覧いただいているものと存じますので、すべての読み上げは割愛させていただきますが、順番に概略をお伝えさせていただきます。別途配付しております「団体からの意見書等」との表題の目次が1枚目となっている資料を御覧ください。

めくっていただきまして1ページですが、全日本建設交運一般労働組合愛知県本部より、「2023年 愛知県の最低賃金を1500円に引き上げを求めます」と題した意見書が提出されております。

「審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をし、愛知県の最低賃金1500円以上にすることを求める意見」、「専門部会の公開と審議会での労働者の意見陳述の場を強く求める意見」等が記載されています。

2ページをご覧ください。愛知県教職員労働組合協議会より、「2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「労働者の生活実態をふまえた審議を審議会、専門部会で求める意見」、「審議の公開を求める意見」等が記載されています

3ページをご覧ください。千種名東地域労働組合総連合より、「最低賃金の大幅引き上げ」「国に中小企業支援の要望を提出すること」を求める意見書」と題した意見書が提出されております。

「愛知県の最低賃金を1500円以上に引き上げをを求める意見」、「国に中小企業支援

の要望を提出することを求める意見」等が記載されています。

4ページをご覧ください。東三河労働組合総連合より「愛知県民を物価高騰から守るために、愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げることを求める意見書」が提出されております。

「最低賃金を1500円（月額264,000円）に引き上げることを求める意見」、「中小企業への支援策拡充等を政府に要望することを求める意見」、「審議会での労働者の意見陳述と専門部会の公開を求める意見」等が記載されています。

5ページをご覧ください。全労連・全国一般労働組合愛知地方本部より「2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議を求め、早期に全国一律最低賃金1,500円となるような議論を求める意見」、「専門部会の公開と審議会での労働者の意見陳述を求める意見」等が記載されています。

6ページですが、愛知県国家公務関連労働組合共闘会議より、「2023年 愛知県の最低賃金1,500円への引上げを求める意見書」が提出されております。

「愛知の最低生計費試算調査では、時給1500円を超え、直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となる。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をを求める意見」等が記載されています。

7ページです。生活保護引き下げ反対愛知連絡会より、「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」が提出されております。

「全国一律で最低賃金1,500円以上とすることは急務であるとする意見」「下請け企業が確実に取引価格に転嫁できるよう国が責任を持ち、中小企業への直接支援を求める意見」等が記載されています。

8ページです。西三河地域労働組合総連合より、「意見書 恵まれない立場の労働者にも目を向けた愛知県の最低賃金の改正を」と題した意見書が提出されております。

「時給1500円アップは働くものにとって最低限の要求、「先進国」にふさわしい最低賃金を求める意見」、「専門部会の公開と審議会での労働者の意見陳述を強く求める意見」等が記載されています。

10ページです。愛知県医療介護福祉労働組合連合会より「2023年 愛知県の最低賃金大幅引き上げを求める意見書」が提出されています。

「今年は1,000円以上、早期に1,500円以上の答申を強く求める意見」、「非正規職員、低い賃金に置かれた職員の意見が集約されるよう意見陳述の場を要請し、労働者委員に多様な

潮流の労働組合が参画できるよう強く要請する意見」等が記載されています。

12 ページです。全日本国立医療労働組合愛知地区協議会より、「2023 年愛知県の最低賃金を大幅に引き上げる事を求める意見書」が提出されております。

「愛知県発表の 2023 年春季平均賃上げ率 3.32%においては最低でも 60 円以上の引上げ額は当然とする意見」、「早期に 1,500 円を達成するための行程計画の策定を求める意見」等が記載されています。

13 ページです。国土交通労働組合東海建設支部より、「2023 年 愛知県の最低賃金 1,500 円への引上げを求める意見書」が提出されております。

「審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議を求める意見」、「最低賃金の引上げは、民間企業の初任給の引上げから国家公務員の賃金の引上げ、優秀な人材の確保に繋がるという意見」等が記載されています。

14 ページです。愛労連労働相談センターより、「2023 年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅な引き上げは生活を維持するために絶対必要との意見」、「審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議を求める意見」、「専門部会の公開と審議会での労働者の意見陳述を求める意見」等が記載されています。

15 ページです。国鉄労働組合名古屋地方本部より、「最低賃金は 1500 円への引上げを求めます」と題した意見書が提出されております。

「JR では、関連企業への業務委託外注化が深刻化し、関連企業では最低賃金ラインの低賃金での格差労働を強いられてきている実態との意見」、「審議会、専門部会で労働者の生活実態を踏まえた審議を求める意見」等が記載されています。

16 ページです。愛労連・エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチームより、「ケア労働者にも影響を及ぼす最低賃金を 1500 円以上に引き上げることを求める意見書」が提出されております。

「人材確保に苦慮しているケア労働者の賃金引き上げは待ったなしであり、最低賃金 1500 円以上の引き上げを強く求める意見」等が記載されています。

17 ページです。北医療生活協同組合労働組合より「2023 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「いまの賃金は最低賃金をほんの少し上回る程度、日々の暮らしでは支出を控え清貧な生活をしているとする意見」、「審議会が最低賃金を 1500 円以上に改正することを強く求める意見」等が記載されています。

18 ページです。生協労連愛知県協議会より、「愛知県の最低賃金を 1500 円以上に改正することを求める意見書」が提出されております。

「長引くコロナ禍のもと、非正規労働者には大変深刻な影響が及び、厳しい生活実態にあるため、愛知県の最低賃金を 1500 円以上に引き上げることを求める意見」、「専門部会での審議の公開、非正規労働者の意見陳述の場を求める意見」等が記載されています。

20 ページです。愛知県労働者学習協議会より、「2023 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「全国一律 1500 円以上の最低賃金の実行を求める意見」、「審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議を求める意見」等が記載されています。

21 ページです。愛知県社会保障推進協議会より、「最低賃金の大幅引き上げは待ったなし時給 1500 円に向けた道筋を示そう「2023 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」」が提出されております。

「時給 219 円もの違いがある地域間格差をなくし、全国一律 1500 円への引き上げを求める意見」、「最低賃金と生活保護との整合性が求められ、時給 1500 円に向けた道筋を示すことが重要とする意見」等が記載されています。

22 ページです。J M I T U 愛知地方本部より、「2023 年、愛知県の最低賃金改正決定に関する意見書」が提出されております。

「中小企業に働く労働者と非正規で働く労働者が安心して生活できる水準となるよう審議を求める意見」、「提出された意見書を配布・説明するよう誠実な審議を行うことを求める意見」等が記載されています。

23 ページです。愛知県労働組合総連合女性協議会より、「最低賃金 1500 円以上の大幅引き上げで貧困をなくし持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を」と題した意見書が提出されております。

「女性の貧困・自殺率の改善のためにも、最低賃金を 1500 円以上の大幅な引き上げを行うことを求める意見」、「人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うことを求める意見」、「地域間格差の是正と全国一律最低賃金制度の確立を求める意見」等が記載されています。

26 ページです。愛労連パート臨時労組連絡会より、「2023 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議を求める意見」、「中小企業への財政支援を含めて国や県への政策要望することを求める意見」等が記載されています。

27 ページです。愛知県民連労働組合連合会より「2023 年 愛知県の最低賃金大幅引き上げを求める意見書」が提出されております。

「今年は 1,000 円以上、早期に 1,500 円以上の答申を強く求める意見」、「非正規職員の声、低い賃金に置かれた職員の意見が集約されるよう当事者の意見陳述の場を要請し、労働者委員に多様な潮流の労働組合が参画できるよう強く求める意見」等が記載されています。

29 ページです。全国福祉保育労働組合東海地方本部より、「2023 年 愛知県の最低賃金を 1500 円に引き上げを求める意見書」が提出されております。

「審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議を求める意見」等が記載されています。

30 ページです。愛知県労働組合総連合より、「2023 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」～1500 円への引き上げ・中小企業への支援要望を国へ～と題した意見書が提出されております。

「物価高騰で最賃の大幅引き上げは生活維持に必要、どれだけの引き上げが必要か具体的に審議を行うことを求める意見」、「中小企業の支払能力を向上させるための施策拡充を含めて国への政策要望することを求める意見」、「専門部会の公開と審議会での労働者の意見陳述を強く求める意見」等が記載されています。

31 ページです。名古屋ふれあいユニオンより、「愛知県最低賃金を 1,500 円に改定するよう求める意見書」が提出されております。

「物価高騰を考慮し、最低賃金 1,500 円への引上げを求める意見」等が記載されています。

32 ページです。愛知地域労働組合きずなより、「愛知県最低賃金の改正決定に係る意見書」が提出されております。

「物価高騰から生活を守るため、最低賃金の大幅引き上げを求める意見」等が記載されています。

33 ページです。第 99 回栄総行動実行委員会、全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部、J M I T U 愛知地方本部愛知支部、障害者労働組合の連名により、「高物価のもとで全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせて国や県に対して要望していただくとともに、一刻も早く物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給 1500 円以上の諮問、決定を求める意見書」が提出されております。

「物価高騰を大幅に上回る改定額 1500 円以上の大幅引き上げを求める意見」、「愛労連が過去に行った「最低生計費試算調査結果」を参考資料として審議することを求める意見」、「現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを求める意見」、「中小企業への抜本的財政支援

措置を最賃の引き上げに先行しておこなうことを国や県に対して要望することを求める意見」、「専門部会の審議、議事録、小委員会の公開を求める意見」、「幅広い労働者の意見陳述を求める意見」等が記載されています。

41 ページです。日本自治体労働組合総連合愛知県本部より、「2023 年県の最低賃金の改正決定に関する意見書」が提出されております。

「自治体の職員に対しても、生計費調査に基づいて、最低賃金 1500 円水準の確保を求める意見」等が記載されています。

以上、意見書と書面による要請書の提出を受けておりますが、特に、専門部会の議事の公開を求める意見、審議会における意見陳述の場を設けられたい旨の意見が申し出されております。当審議会における意見聴取の必要性についてご審議願えればと存じます。事務局からは以上です。

○中山会長

はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から意見聴取に関する公示の結果、提出されました 28 件の意見書及び要請書の説明がありました。これにつきまして何か御質問等があればお伺いいたします。

(質問等なし)

○中山会長

ただ今、説明のあった意見書等の中に、意見聴取の申し出がありましたので、当審議会での意見聴取の実施について、労使双方の御意見を伺いたいと思います。

まず、労働者代表委員いかがでしょうか。

○大脇委員

今、事務局より御説明いただいた意見書も、事前に目を通させていただきました。その内容は急激な物価高騰、生活困窮者が増えていて、そこでセーフティーネットとして最低賃金の引上げが必要だという御意見を、たくさんいただいていたと認識しております。

私どもとしても、前回の本審でも労働者側として基本のスタンスとして提出させていただいた内容と今回いただいた主張の方向性は同類だと考えております。その中でも、最低賃金近傍での労働者の波及を強く求めるということは変わりません。従って、今回提出された意

見書の内容をもとにしっかりと受け止めた上で、審議に挑みたいと私達は思っております。
以上です。

○中山会長

はい、ありがとうございます。使用者代表委員はいかがでしょう。

○梶原委員

意見聴取の話ですか。

○中山会長

はい、意見聴取の話です。

○梶原委員

事前にそれぞれの御意見をお聴きしております。目を通させていただいておりますので、こういった御意見を踏まえながら、この審議会としてどのような形で議論していくのかと、金額を決定していくのかということ、真摯に議論してまいりたいと思っております。以上です。

○中山会長

はい、ありがとうございます。すいません、意見聴取の話でございます。意見聴取の実施につきまして、今、労働者側、使用者側からお話を伺いまして、当審議会としては、提出されました意見書等の趣旨を踏まえて審議を行うということで、意見聴取までは行わないというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がなければ、拍手で御承認をお願いいたします。

(拍手承認)

○中山会長

はい、ありがとうございます。それでは、ただ今、御承認いただきましたので、意見聴取は行わないということにいたします。

議題（３）その他ですが、委員の皆様、何か議事はありますでしょうか。

(特になし)

○中山会長

よろしいでしょうか。

なお、改正額の審議につきましては、専門部会に付託しておりまして、審議も始まっております。今後、十分な審議を行いまして、答申をしたいと思っております。

では、事務局から次回の審議会の日程、会場を説明してください。

○高橋主任賃金指導官

御連絡いたします。次回、第 511 回最低賃金審議会は、8月4日（金）午前 10 時 30 分から、こちらの名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室において開催いたします。以上でございます。

○中山会長

はい、本日は議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。以上をもって、本日の議事は終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

(令和 5 年 7 月 31 日)第 510 回愛知地方最低賃金審議会 議事録